

ストップ滞納!!

税の徴収強化月間スタート!

～ 納期限は守りましょう ～

南あわじ市と島内2市及び洲本県税事務所では、12月を全島一斉徴収強化月間として、税負担の公平性を確保するため「ストップ滞納!!」をスローガンに掲げ、財産の差押え、自動車のタイヤロックの実施など滞納対策を強化します。



▲公売財産の写真

南あわじ市が昨年度に実施した財産の差押件数は、給与等の債権、動産等をあわせて323件にのぼります。また、差押えた動産をインターネット公売により換価(税金に充てる)しています。

納税をお忘れの人は至急納付してください。なお、一度に納税が困難な人は、税務課納税係(☎43-5213)へお早めに相談ください。

区分	件数
差 押	2,816件
公 売	15件
捜 索	7件
タイヤロック	31件

今月の納税

国民健康保険税……………【6期】
 納期限 **12月25日(金)**
 《納期限内に忘れず納付しましょう》

◆便利な口座振替をご利用ください!
 —口座振替のメリット—
 安心…お金を持ち歩く必要がないので安心です。
 便利…納期ごとに金融機関や市役所の窓口等に行く必要がなく便利です。
 確実…指定口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがなく確実です。

★申し込み手続きは、とても簡単!
 口座振替の依頼書は、市内の各金融機関及び市役所税務課にありますので、預貯金通帳と届出印をご持参の上、手続きをしてください。

滞納処分の流れ

税金を滞納すると、納期限までに納めた納税者との公平を保つために、滞納している人の財産(不動産、預貯金、給与など)の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うことになります。

【督促】
 納期限までに完納していない場合には、督促状により督促

【財産調査】
 官公署・金融機関・勤務先・取引先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して財産調査

【差押え】
 財産調査で発見した滞納者の財産に対する差押え

【換価】
 差し押さえた不動産等は「公売」、金銭債権は「取立て」により、差押財産の換価(=換金)

圖税務課☎43-5213

個人番号カードの交付申請

平成 28 年 1 月から、個人番号の確認や本人確認に利用できる個人番号カードが希望者に交付されます。通知カード送付時に同封されている申請書による郵送申請や、スマートフォン、パソコン等でオンライン申請し、カードの受取りは市役所へお越しいただくことになります。



▲個人番号カードのイメージ

1. 申請 (郵送の場合)
 「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入・押印し、写真を添付し返信用封筒で地方公共団体情報システム機構へ郵送してください。
 ※写真とご本人との同一性を確認できない場合は、カードを交付することができませんのでご注意ください。また申請に当たっては、同封されている説明書をよくお読みください

2. 交付
 平成 28 年 1 月より順次、申請者へ発行通知書兼照会書を転送不要で送付します。通知書が届きましたら、必要書類を持って本人が市民課へお越しください。
 本人確認や暗証番号設定後、個人番号カードを交付します。

いよいよ
マイナンバー制度
 (社会保障・税番号制度)
 始まります⑤



3. 必要書類

個人番号カード発行通知書兼照会書、通知カード、本人確認書類、印鑑、住基カード(お持ちの人のみ廃止・返納)
 ※法定代理人等の場合は必要書類が異なりますのでお問い合わせください

4. 手数料

初回発行手数料は無料です。(電子証明書含む)
 ※紛失などの理由の再交付手数料は 800 円、電子証明書の再発行手数料は 200 円です

5. 有効期限

発行日から 10 回目の誕生日までです。ただし、20 歳未満の人は 5 回目の誕生日、外国人住民は在留区分等により有効期限が異なります。また、電子証明書は発行日から 5 回目の誕生日までです。(e-Tax 等に利用できる署名用電子証明書は住所変更等すると失効します)

住基カードの交付及び住基カード向け電子証明書の発行終了

平成 28 年 1 月からの個人番号カードの交付開始に伴い、住基カードの交付及び住基カード向け電子証明書の発行が終了します。

住基カードの交付

12 月 28 日 (月) 午後 5 時で交付を終了します。
 申請の受付は 12 月 22 日 (火) で終了します。カードの受け取りを 12 月 28 日までにできる人のみです。
 現在有効な住基カードをお持ちの人は、有効期間満了まで利用することができます。
 個人番号カードの交付を受ける場合は、住基カードを廃止・返納する必要があります。

住基カード向け電子証明書

12 月 22 日 (火) 午後 5 時で発行を終了します。それ以降は、住基カードに電子証明書を格納することができなくなります。

現在有効な電子証明書をお持ちの人は、有効期間満了まで利用することができますが、有効期限が 3 か月以内の人は更新申請をすることができます。

平成 28 年 1 月以降は、個人番号カードに電子証明書を格納することになります。

個人番号カードの交付には時間を要しますので、場合によっては確定申告の期間にカードの交付を受けられない恐れがあります。e-Tax で電子証明書を利用する人はご注意ください。

住基カードへの電子証明書発行を希望する場合は 12 月 22 日 (火) までに本人が市民課でお手続きください。

注意：マイナンバー制度に便乗した口座番号や個人情報を取得しようとする不審な電話にご注意ください

マイナンバー総合フリーダイヤル (無料) ☎ 0120-95-0178 ※外国語対応は☎ 0120-0178-26
 平日 9:30 ~ 22:00、土日祝 9:30 ~ 17:30 ※年末年始を除く